

宮崎県におけるいせえび、かます等に関する刺網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和5年8月22日

(目的)

第1条 本協定は、いせえび、かますの刺網漁業等で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該刺網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって刺網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、宮崎県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、刺網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、いせえび、かますとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、いせえび磯建網及び刺網とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

いせえび太平洋中南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-8に定める資源管理の方向性

かます類太平洋中・南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-9に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

一 操業可能期間のうち別添1のとおり休漁日を設けるものとする。

二 いせえびを対象とするいせえび磯建網漁業においては、各地域別に別添2-1～別添2-3の自主的資源管理措置に取り組むこととする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び宮崎県資源管理方針において重大な変更があった

場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について宮崎県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 本協定成立後に参加しようとする者は、所属漁協を通じて宮崎県資源管理実践漁業者協議会(以下「実践協議会」という。)に対して、参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協議会に対して、当該変更の内容の届出を行うものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協に対して、当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和5年9月1日から令和10年8月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき宮崎県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(協定のその他手続き)

第12条 本協定を円滑に実施するために、その他必要な諸手続きは実践協議会を通じて行うものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和5年9月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり

(以上)

(別添1)

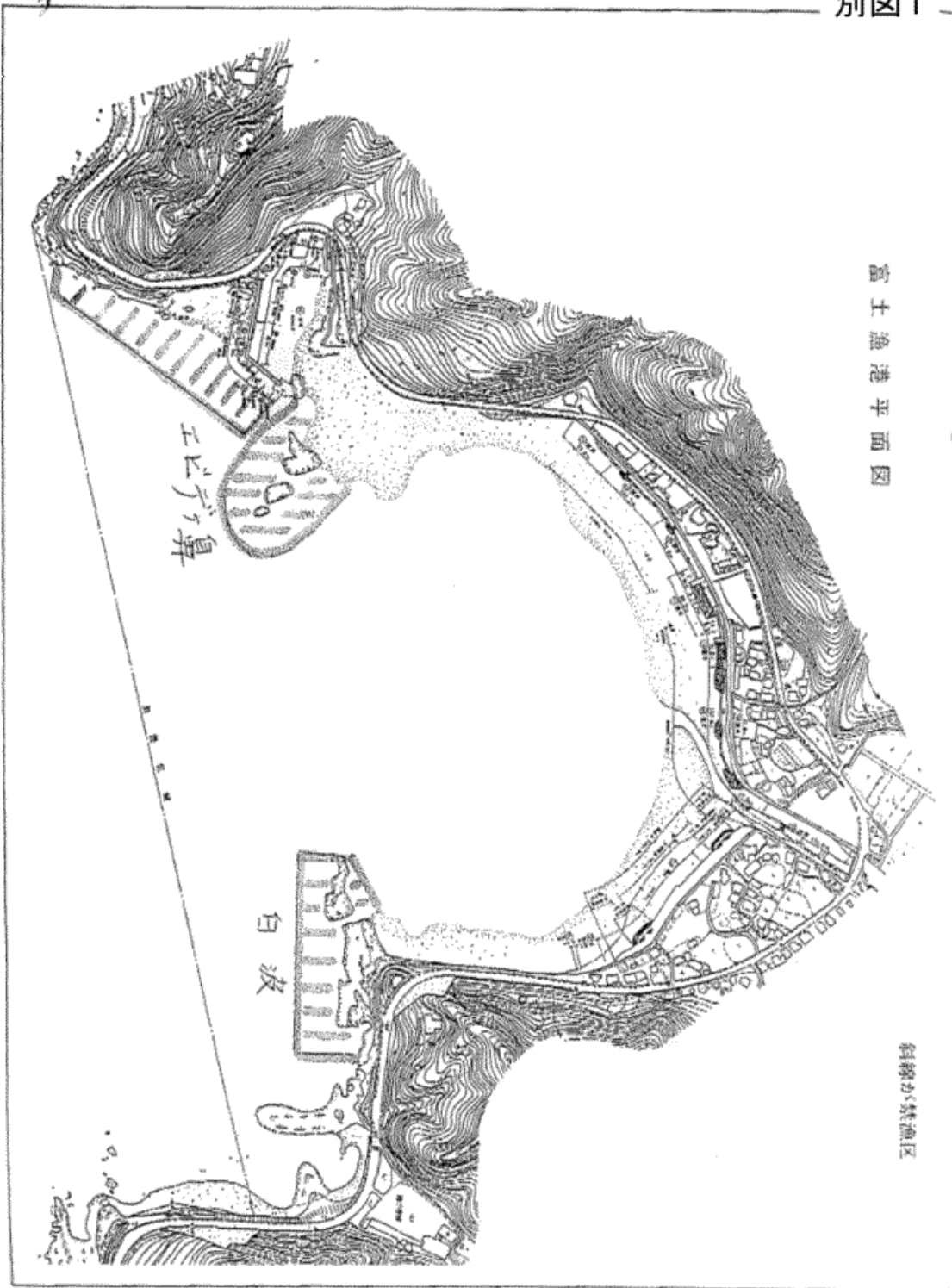
刺網漁業の休漁日

漁業種類	休漁日
いせえび磯建網漁業	1月に5日間以上の休漁
刺網漁業	8月に5日間以上の休漁

(別添 2 - 1)

いせえび磯建網の自主的管理措置 (日南市富士地区)

管理措置項目	管理措置内容
休漁	旧暦の 15 日を挟む 10 日間 (月夜) は休漁とする。 ただし、海況、気象等の条件を考慮し、全員が同意した場合はこの期間中であっても操業できるものとする。その場合、同月内において、合計 10 日間以上の休漁を行う。
禁漁区	富士漁港周辺に設定している指定保護区域内 (別図 1) の操業は禁ずる。 但し、磯建網漁業者全員が共同で操業する場合はこの限りでない。
操業期間	毎年 9 月から翌年 4 月の月に属する暗の始まりから終了する日 (旧暦 20 日の夕方から旧暦 10 日の朝) までの期間とする。
体長制限及び放流	体長 17 cm 以下は指定保護区域内に放流するものとする。資源の保護と増殖を図るため、全員の同意に基づき、これ以外の放流を義務化することがある。
漁具制限	①共同漁業権第 14 号内 建網の投入数は一人当たり 24 反以内とする。 ②その他の地先海面 (別図 2) 建網の投入数は一人当たり 24 反以内とする。
隻数制限	その他地先海面 (別図 2) においては、1 日において同時に操業できる隻数は 4 隻までとし、輪番制により操業するものとする。
出漁時刻等	①共同漁業権第 14 号内 網投入するための出漁時刻は、9 月は午後 4 時とし、10 月は午後 3 時 30 分とする。その他の月は、全員の同意のもとに午後 3 時 30 分から午後 4 時の時間帯で決めるものとする。 ②その他地先海面 (別図 2) 午後 3 時以降とする。ただし、既に他の船舶が操業中の場合は、操業を妨げないように配慮するものとする。
共同操業	9 月及び 10 月は共同操業を行う。その他の月も原則として共同操業を行うものとするが、海況、気象等の条件によってはこの限りではない。
共同出荷	漁獲したイセエビは、共同で直販し、単価向上を図る。
資源状況の調査	資源管理の取り組みの効果の検証のため、別に定める要領により、イセエビ資源の状況の調査を行う。



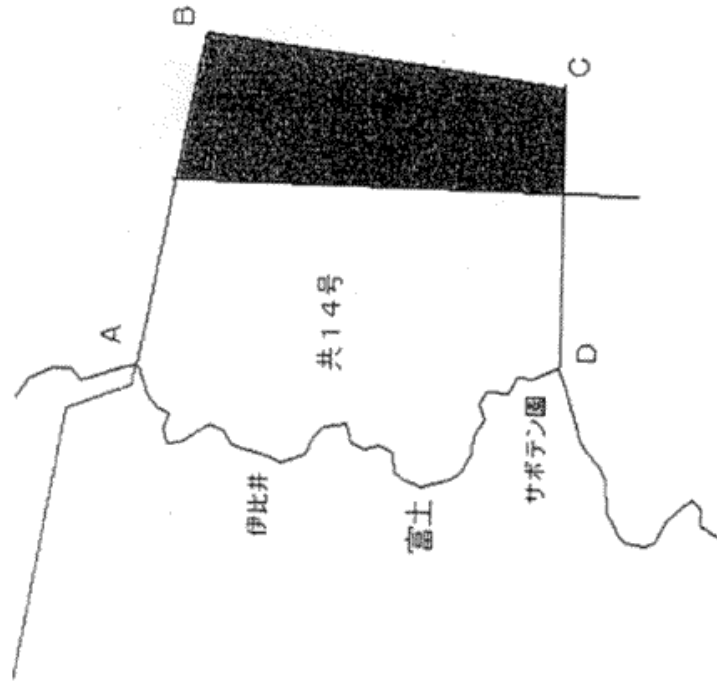
1 操業区域

次の点A、B、C及びDの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共同漁業権第14号内は除く。

(世界測地系)

- 点A：北緯 31度 43分 16秒
：東経 131度 28分 05秒
- 点B：北緯 31度 42分 56秒
：東経 131度 30分 01秒
- 点C：北緯 31度 41分 13秒
：東経 131度 29分 37秒
- 点D：北緯 31度 41分 13秒

の線と陸岸との交点



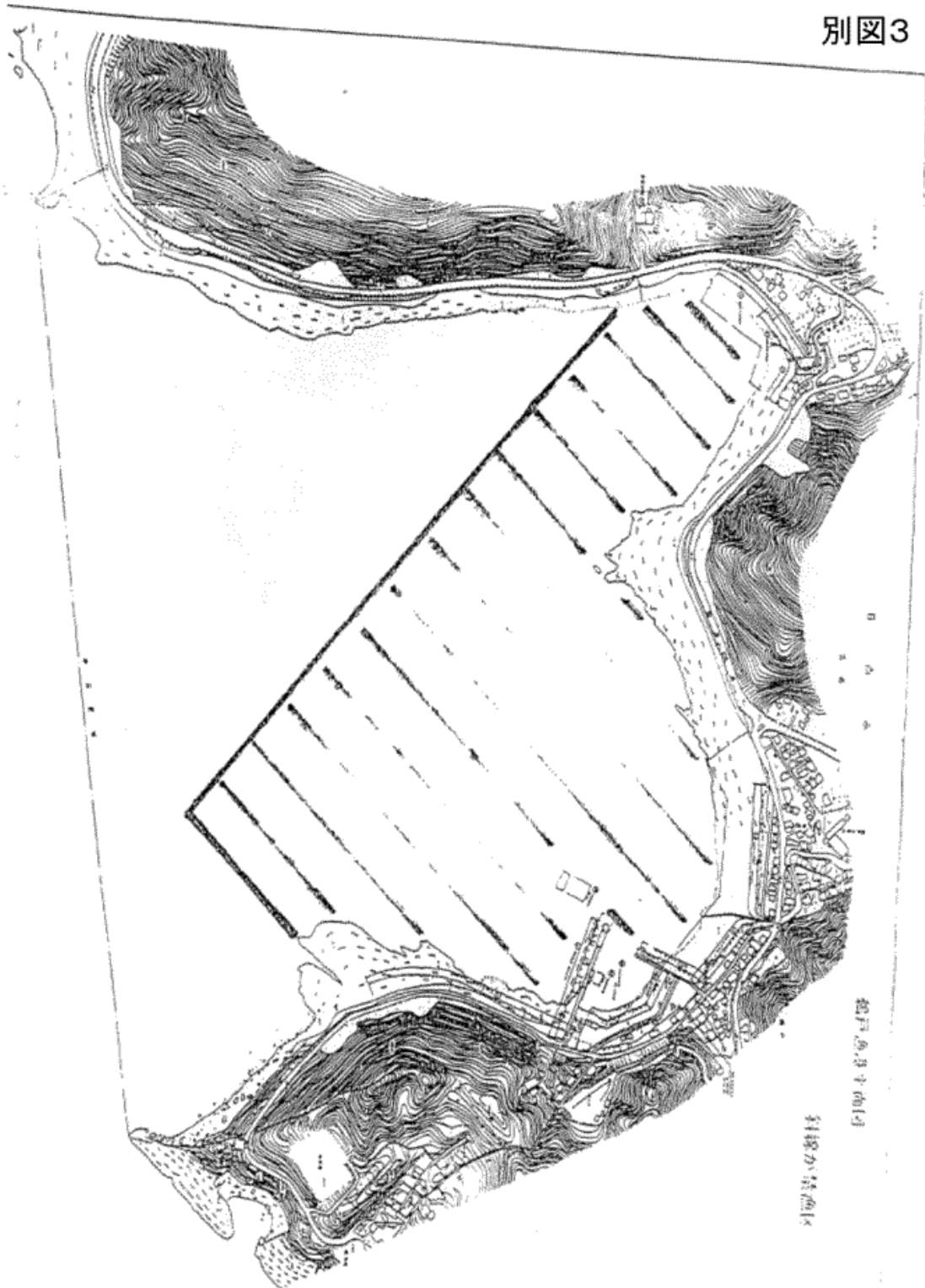
別図2

(別添 2 - 2)

いせえび磯建網の自主的管理措置 (日南市鶴戸・大浦地区)

管理措置項目	管理措置内容
休漁	旧暦の 15 日を挟む 10 日間 (月夜) は休漁とする。 ただし、海況、気象等の条件を考慮し、全員が同意した場合はこの期間中であっても操業できるものとする。その場合、同月内において、合計 10 日間以上の休漁を行う。
禁漁区	鶴戸・大浦漁港周辺に設定している指定保護区域内 (別図 3, 4) の操業は禁ずる。但し、磯建網漁業者全員が共同で操業する場合はこの限りでない。
操業期間	毎年 9 月から翌年 4 月の月に属する暗の始まりから終了する日 (旧暦 20 日の夕方から旧暦 10 日の朝) までの期間とする。
体長制限及び放流	体長 17 cm 以下は指定保護区域内に放流するものとする。資源の保護と増殖を図るため、全員の同意に基づき、これ以外の放流を義務化することがある。
漁具制限	①共同漁業権第 14 号内 建網の投入数は一人当たり 50 反以内とする。但し、生計を同じくする磯建網漁業者が同一漁船で操業する場合は 70 反以内とする。 ②その他の地先海面 (別図 5) 建網の投入数は一人当たり 24 反以内とする。
操業制限	別図 5 の地先海面においては、1 日において同時に操業できる隻数は 4 隻までとし、輪番制により操業するものとする。
出漁時刻等	①共同漁業権第 14 号内 網投入するための出漁時刻は、9~10 月は午後 3 時以降とする。 ②その他地先海面 (別図 5) 午後 3 時以降とする。ただし、既に他の船舶が操業中の場合は、操業を妨げないように配慮するものとする。
共同操業	9 月及び 10 月及び 12 月の一部については共同操業を行う。その他、海況、気象等の条件を考慮し、全員同意により共同操業する。
共同出荷	漁獲したイセエビは、共同で直販等を推進し、単価向上を図る。

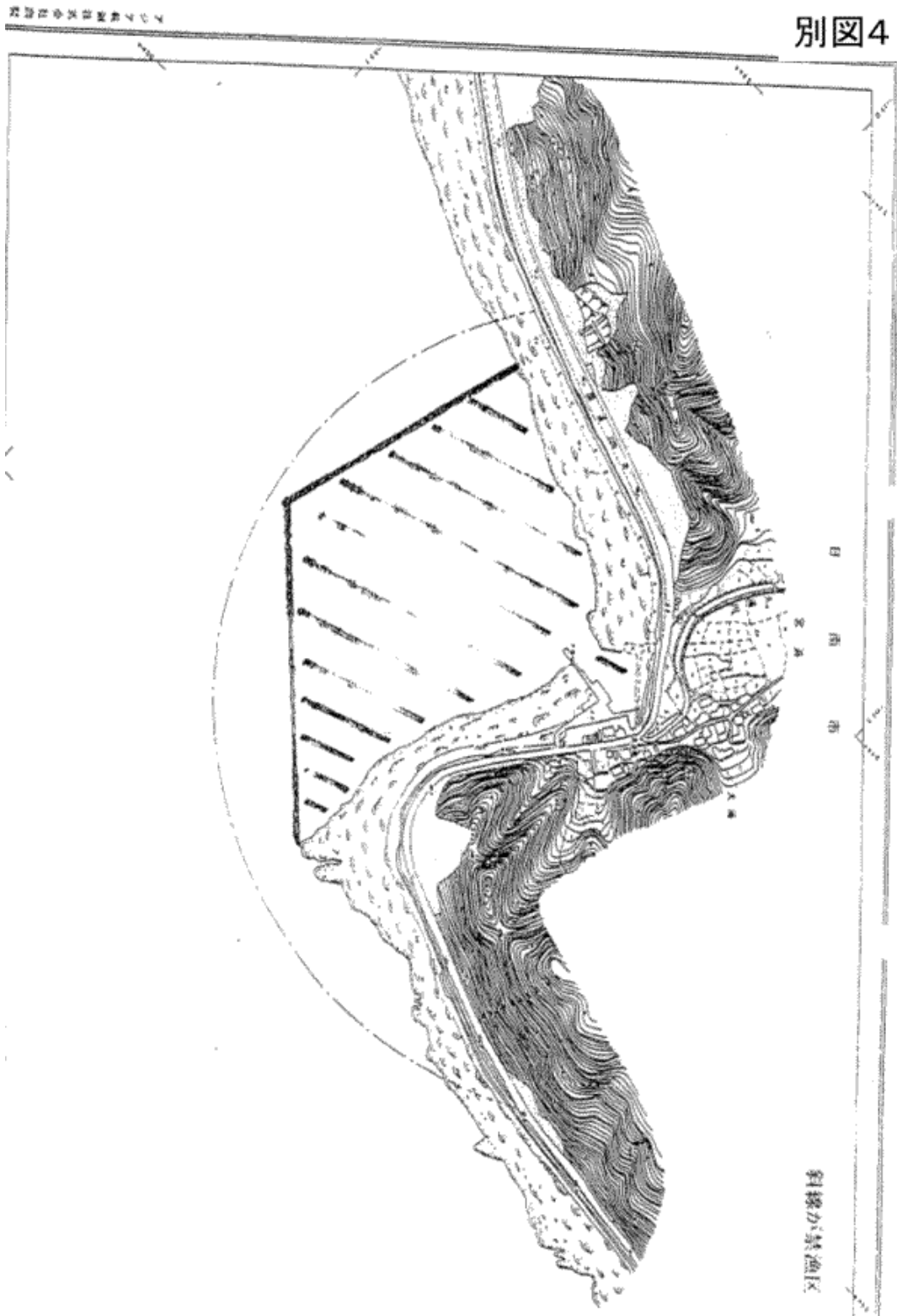
別図3



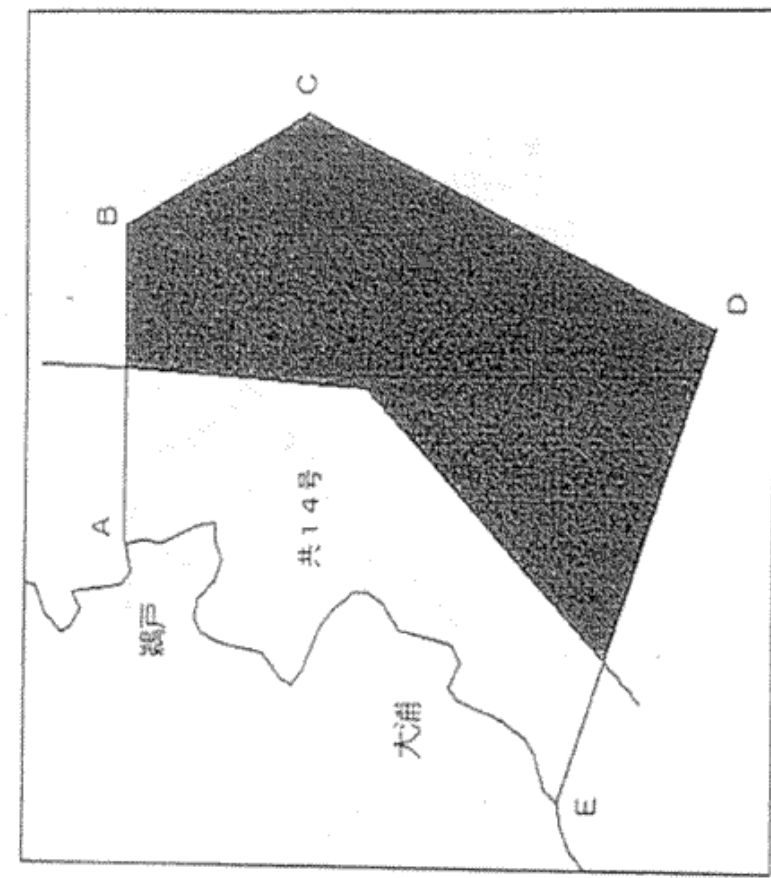
松戸島十面図

村松島十面図

別図4



1 操業区域
 次の点A、B、C、D及びEの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共同漁業権第14号内は除く。



- (世界測地系)
- 点A：北緯 31度39分10秒の線と陸岸との交点
 - 点B：北緯 31度39分10秒
 - 点C：東経131度29分55秒
 - 点D：北緯 31度38分11秒
 - 点E：東経131度30分36秒
 - 点E：北緯 31度35分41秒
 - 点E：東経131度28分56秒
 - 点E：北緯 31度37分02秒
 - 点E：東経131度26分35秒

(別添 2 - 3)

いせえび磯建網の自主的管理措置（日南市宮浦地区）

管理措置項目	管理措置内容
禁漁区	宮浦漁港周辺に設定している指定保護区域内（別図 6）の操業は禁ずる。但し、磯建網漁業者全員が共同で操業する場合はこの限りでない。
操業期間	毎年 9 月から翌年 4 月の月に属する暗の始まりから終了する日（旧暦 20 日の夕方から旧暦 10 日の朝）までの期間とする。
漁具制限	①共同漁業権第 14 号内 建網の投入数は一人当たり 50 反以内とする。但し、生計を同じくする磯建網漁業者が同一漁船で操業する場合は 100 反以内とする。 ②その他の地先海面 建網の投入数は一人当たり 24 反以内とする。
出漁時刻等	①共同漁業権第 14 号内 網投入するための出漁時刻は、9～10 月は午後 3 時以降とする。 ②その他地先海面 午後 3 時以降とする。ただし、既に他の船舶が操業中の場合は、操業を妨げないように配慮するものとする。
共同操業	9 月については共同操業を行う。その他、海況、気象等の条件を考慮し、全員同意により共同操業する。
共同出荷	漁獲したイセエビは、共同で直販等を推進し、単価向上を図る。
資源状況の調査	資源管理の取り組みの効果の検証のため、別に定める要領により、イセエビ資源の状況の調査を行う。

別図6

